

## Regulations For Public Law 13-71 (修正版), The Corporate Income Tax Act of 2004

### Part 1. 総則

#### 1.1 趣旨

この規則は、大規模法人の法人税について、課税所得の範囲、税額の計算方法、確定申告、納付の手続き並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものである。

#### 1.2 施行日

この規則は、ミクロネシア連邦の **Title 17 of the Code** に準拠して効力を発するものとし、規則の施行日以降の発生した法人税の確定申告及び納税義務に適用するものである。

#### 1.3 定義

この規則で使われている語句の定義

- (1) “法令”とは、Public Law 13-71, the Corporate Income Tax Act of 2004 をいう。
- (2) “税金”とは、法令の第 321 条により課される法人税をいう。
- (3) “差益割合”とは、譲渡する船舶の帳簿価額と譲渡により生ずる費用の総額を譲渡により得られた収入から差し引き、その金額を譲渡収入で割ったその割合をいう。  
$$\frac{\text{譲渡収入} - (\text{帳簿価額} + \text{譲渡関連費用})}{\text{譲渡収入}}$$
- (4) “欠損金”とは、事業年度の所得の金額の算定上、損金の額が益金の額を超える場合におけるその超過部分の金額をいう。

(5) “機能通貨”とは、その事業体が主な経済活動を営む上で使われる通貨をいう。

(6) この規則で使われている言葉の定義は、その法令か規則において別段の定めがあるもの、法令・規則の中で使われている語句と矛盾するものを除き、ミクロネシア連邦の Title 54 of the Code “Taxation and Customs “の中の定義と一致する。

#### 1.4 事業年度

法令の第 312 条(4) で定義された事業年度は 12 ヶ月を超えることができない。

#### 1.5 事業年度変更の通知

大規模法人が法令の第 341 条に従って事業年度を変更する場合、30 日以内にその変更を大臣に通知しなければならない。

#### 1.6 確定申告

(1) 法令の第 351 条で規定されている確定申告には次の事項を含まなくてはならない。

- (a) その事業年度の法人税の課税対象となる益金及び損金の額
- (b) 法令の第 321 条に基づいて計算された法人税額
- (c) 大臣が要求している全ての情報

(2) 法令の第 351 条により大規模法人は確定申告書に財務諸表を添付しなければならない。財務諸表には、貸借対照表及び損益計算書のほか、大臣により要求されたその他の必要な書類全部が含まれる。

(3) 法令の第 351 条により確定申告書には大規模法人の株式を 50%以上保有する主要株主の監査証明付きの財務諸表も添付しなければならない。監査証明付きの財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、監査意見をいい、英語で書かれたものでなければならない。さらに、大規模法人は大臣により要求された全ての書類を添付しなければならない。

(4) 大規模法人は、機能通貨で確定申告書、法人税の計算、ミクロネシア連邦財務省に提出する財務諸表を作成することができるが、機能通貨で表示する場合はその通貨が何であるか書類に明確に記述しなくてはならない。

## 1.7 法人税の納付

(1) 大規模法人はミクロネシア連邦の出納長 (the Treasurer) に法人税を納付しなければならない。

(2) 大規模法人が米ドル以外の機能通貨で納付する場合、ミクロネシア連邦政府がその特別な機能通貨の銀行口座を保持するならば、大規模法人はその口座に法人税を送金し、その機能通貨での法人税額が書かれている送金機関からのレシートを添付しなければならない。

(3) 大規模法人が米ドル以外の機能通貨で法人税を納付する場合、ミクロネシア連邦政府がその特別な機能通貨の銀行口座を保持していないときは、大規模法人は大臣が指定する口座に法人税を振り込み、次の事項が書かれている送金レシートを添付しなければならない。

- (a) 機能通貨での法人税額
- (b) 機能通貨を米ドルに両替した時の送金機関の為替レート
- (c) ミクロネシア連邦の財務大臣に米ドルで送金した金額

## Part 2. 法人税の計算

### 2.1 法人税の課税所得の範囲

大規模法人の法人税の課税対象の範囲は、その事業年度における課税所得の金額である。

### 2.2 課税所得の計算

(1) 大規模法人の課税所得の金額は、その事業年度の益金の額から損金の額を控除した金

額とする。

(2) 所得金額の計算上益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、以下のものに係るその事業年度の収益の額とする。

- (a) 資産の販売
- (b) 無償による資産の譲渡
- (c) 役務の提供
- (d) 無償による資産の譲受け
- (e) その他の取引で資本等取引以外のもの

(3) 所得金額の計算上損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、以下に掲げる額とする。

- (a) その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価、その他これらに準ずる原価の額
- (b) その事業年度の販売費、一般管理費、減価償却費、その他これらに準ずる費用の額（その事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く）
- (c) その事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

(4) 前 2 項に規定するその事業年度の収益の額は、法令第 322 条の規定にとおり一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

(5) 本条(2)又は(3)に規定する資本等取引とは、法人の払込資本又はその他の資本勘定等の額の増加又は減少を生ずる取引及び大規模法人が行う利益又は剰余金やその他の準備金等の分配とする。

### Part 3. 益金

#### 3.1 資産の評価益の益金不算入

大規模法人が有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合、その増額した部分の金額は、その大規模法人の事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

#### 3.2 外国子会社の外国法人税の益金算入

大規模法人が事業年度において 6.1(4)に規定する外国税額控除の適用を受ける場合には、6.1(4)で計算された外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額は、大規模法人の事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

### 3.3 他の大規模法人からの受取配当金の益金不算入

他の大規模法人から受け取った配当金は、大規模法人の事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

## Part 4. 損金

### 4.1 損金の原則

事業費用が損金に算入されるためには、その事業費用は、その事業に通常、かつ、必要とされる費用でなければならない。通常のコストとは法人税を納付する法人の産業において一般的なものであり、かつ、その産業において受け入れられている費用のことをいう。必要とされる費用とは、その事業において役立つものであり、かつ、適切な費用のことをいう。

### 4.2 資産の評価損の損金不算入

大規模法人が有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合、その減額した部分の金額は、その大規模法人の事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

### 4.3 役員給与の損金不算入

(1) 大規模法人の役員に対して支給する給与等は、次に掲げる役員給与等を除いて、事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- (a) その支給時期が一月以下の一定の期間ごとである給与で事業年度の支給時期における支給額が同額であるものその他これに準ずるもの
- (b) その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の大規模法人の定めに基づいて支給する給与

(2) 大規模法人が事実を隠蔽し又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与の額は事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。そのような給与には債務の免除による利益またその他の経済的な利益が含まれるが、これらに限定されない。

#### 4.4 寄附金の損金不算入

(1) ミクロネシア連邦内の慈善団体に支出した寄附金の額のうち課税所得の5%を超える部分の金額は、大規模法人の事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

(2) 大規模法人の外国の関係者に支出した寄附金は、事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

#### 4.5 交際費の損金不算入

(1) 交際費の額は大規模法人の事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

(2) 上記 4.5 (1) に規定する交際費とは、下記に掲げる費用に該当するもの以外のもので、交際費、接待費、機密費その他の費用で、大規模法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。

(a) 専ら大規模法人の従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行などのために通常要する費用

(b) 大規模法人の業務のために飲食やこれに類する行為のために通常要する費用 (専らその大規模法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く)

#### 4.6 法人税の損金不算入

大規模法人が納付する法人税の額は、事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入しな

い。

#### 4.7 外国税額控除の損金不算入

大規模法人は法令の第 331 条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合、外国税額控除の対象とされる外国法人税の額は、事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入しない。

#### 4.8 船舶の交換益の損金算入

(1) (a) この章は大規模法人が事業年度中に次の事項に該当する場合に適用する。

- (i) 所有する船舶の譲渡があったとき
- (ii) 代替船舶の取得があったとき
- (iii) 代替船舶の取得から一年以内に大規模法人が事業の用に供したときまたは供する見込みであるとき

(b) 代替船舶に関し、以下の(i) 又は(ii)で計算された金額のうちいずれか小さい金額は大規模法人の事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- (i) 所有していた船舶の譲渡収入と代替船舶の取得金額のいずれか少ない方の金額で代替船舶の帳簿価格を損金経理により減額した金額、又は
- (ii) (i)で計算された額に差益割合を乗じた金額の80%に相当する金額を事業年度に積立金として積み立てた金額

(2) 4.8 (1)(a)の規定を適用する場合において、大規模法人が船舶を代替船舶とし、その船舶が次の条件を満たすならば、4.8 (1)(b)の条項の適用を選択することができる。

(a) 大規模法人が所有する船を譲渡した事業年度の開始の日前3年以内に代替船舶を取得したとき、かつ

(b) 大規模法人が取得の日から1年以内に代替船舶を事業の用に供したとき又は供する見込みであるとき（代替船舶を事業年度の終了日までに又は取得の日から一年以内のいずれか早い時期までに事業の用に供することを終了した場合、本特例の適用ない。）

(3) 大規模法人が事業年度内に所有する船舶を譲渡し、事業年度の終了日後3年以内に代替船舶を取得する見込みがあり、取得の日から一年以内に代替船舶を事業の用に供する見込みがある場合

(a) 代替船舶取得のために所有していた船舶の譲渡により得られた収入は差益割合を乗じて計算することができる

(b) 4.8 (3)(a)で計算される金額は大規模法人が事業年度に特別勘定を設定する方法（積立金として積み立てる方法を含む）で事業年度の所得の計算上損金の額に算入することができる

#### 4.9 不正行為に係る費用の損金不算入

(1) 大規模法人がその所得の金額若しくは欠損金額又は法人税額を計算する時に、法人税の額の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し又は仮装する（以下「隠蔽仮装行為」という。）場合には、隠蔽仮装行為に要する費用の額又は隠蔽仮装行為により生ずる損失の額は、大規模法人の事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

(2) 大規模法人が国内又は外国で法律で定められた罰金及び科料並びに過料を納付した場合、その額は、大規模法人の事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

(3) 大規模法人が供与をする賄賂又は国内又は外国公務員に対する不正の利益の供与により生じた費用又は損失の額は、大規模法人の事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

#### 4.10 減価償却費

(1) 大規模法人は、事業の用に供する資産、または、所得の稼得のために保有している資産の消耗、損耗、磨耗につき、合理的な金額を損金とすることができる。

(2) 大規模法人は、その主たる株主がその法人税申告書作成のために使用しているのと同じ方法で減価償却費の計算をするものとする。

### Part 5. 繰越欠損金

## 5.1 欠損金の繰越

確定申告書を提出する大規模法人の各事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（その各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを除く。）がある場合には、欠損金額はその各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

## Part 6. 外国税額

### 6.1 外国税額の控除

(1) 法令の第 331 条（控除対象外国法人税の額）に規定されている外国税額控除が適用される外国税額は事業年度の外国源泉所得について納付された外国法人税に限定されている。

(2) 大規模法人がその事業年度に納付した外国法人税の額がその事業年度の控除対象外国法人税の額を超え、かつ、前 7 年以内事業年度から繰り越された控除余裕額がある場合、その控除余裕額はその事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

(3) 大規模法人が事業年度に納付した外国法人税の額がその事業年度の控除対象外国法人税の額より少ない場合で、かつ、法令の第 331 条に規定されている前 7 年内事業年度から繰り越された繰越控除対象外国法人税額がある場合、その繰越控除対象外国法人税額は、その事業年度に納付された外国法人税の額について外国税額控除を適用した後の金額について、繰越控除対象外国法人税の額を限度としてその事業年度の法人税額に対して控除される。

(4) 大規模法人が外国子会社から受け取る剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限る）若しくは利益の配当又は剰余金の分配（出資に係るものに限る）がある場合、外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額のうちその配当等の額に対応するものの額は大規模法人が納付する控除対象外国法人税の額とみなして 6.1 (1), (2), (3) の規定を適用する。その外国子会社とは、大規模法人がその株式又は出資のうち 25% 以上の株式又は出資を有している外国法人をいう。

(5) 大規模法人が 6.1 (4) に規定する配当金または分配金を受け取る場合で、かつ、大規模法人が所有する外国子会社が外国孫会社から受け取る剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限る）若しくは利益の配当又は剰余金の分配（出資に係るものに限る）がある場合、外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額のうちその配当等の額に対応するものの額は外国子会社が納付する控除対象外国法人税の額とみなして 6.1 (4) の規定を適用する。その外国孫会社とは、大規模法人が外国子会社を通して間接的にその外国孫会社の株式又は出資のうち 25% 以上の発行済み株式又は出資をしている外国法人をいう。

## Part 7. ルーリング

### 7.1 法的拘束力のあるパブリック・ルーリング

(1) 大臣は、7.1 にしたがって、歳入法の適用に関する大臣の解釈を述べたパブリック・ルーリングを発行することができる。

(2) 7.1 にしたがって発行されたパブリック・ルーリングは、廃止されるまでは大臣に対して拘束力を持つ。

### 7.2 パブリック・ルーリングの発行

(1) 大臣は、公衆が無料で閲覧できる官報または他の刊行物を印刷し保持する。大臣は、そのような官報にルーリングの通知を公表することにより、パブリック・ルーリングを発行する。

(2) パブリック・ルーリングには、それがパブリック・ルーリングであることを記載し、また、番号と件名をつけて特定できるようにしなければならない。

(3) パブリック・ルーリングは、ルーリング中に指定されている日付より適用される。ルーリング中に日付が指定されていない場合は、7.2(1) で規定されている官報上における公表日より適用されるものとする。

### 7.3 パブリック・ルーリングの廃止

(1) 大臣は、7.2 で規定されている官報で廃止の通知を公表することにより、パブリック・ルーリングの全部または一部を廃止することができる。

(2) 既存のパブリック・ルーリングと矛盾する法律が制定されたり規則が公布されたりした場合、または、大臣が既存のパブリック・ルーリングと矛盾する他のパブリック・ルーリングを発行した場合、既存のルーリングは、矛盾する範囲内において廃止されたものとして扱われる。

(3)パブリック・ルーリングの全部または一部の廃止は、以下の日付から適用される。

(a) 7.3 (1) が適用される場合は、廃止通知に特定された日付。そのよう日付がない場合は、官報上で廃止通知が公表された日付。または、

(b) 7.3 (2) が適用される場合は、矛盾する法律またはパブリック・ルーリングが適用される日付。

(4) 全部または一部が廃止されたルーリングは、

(a) そのパブリック・ルーリングが廃止される以前に開始した取引には継続して適用される。また、

(b) そのパブリック・ルーリングが廃止された後に開始した取引には、廃止された範囲内において、適用されない。

#### **7.4 法的拘束力のあるプライベート・ルーリング**

(1) 大臣は、納税者からの書面による申請により、当該納税者に対して、納税者が実行する、または実行することを検討している取引について歳入法を適用することにつき、大臣の見解を示したプライベート・ルーリングを発行することができる。

(2) 納税者が、プライベート・ルーリングの発行に関連する、取引のすべての点について、全部のおよび真実の開示をした場合で、かつ、取引が、すべての重要な点について納税者のルーリングの申請書のとおりに行われた場合、ルーリングは当該納税者に関して大臣に対して法的拘束力を持つ。

(3) プライベート・ルーリングが既存のパブリック・ルーリングと矛盾する場合、プライベート・ルーリングは矛盾する点において優先される。

#### **7.5 プライベート・ルーリングの申請の却下**

- (1) 大臣は、以下の場合、プライベート・ルーリングの申請を却下することができる。
- (a) 大臣が、タックス・アセスメントにおいて、申請の対象となっている事項についてすでに決定をしている場合。
  - (b) 既存のパブリック・ルーリングが、申請の対象となっている事項を適切に取扱っていると、大臣が考える場合。
  - (c) 申請が税務調査または異議申立の対象となっている事項に関連する場合。
  - (d) 申請が根拠がないものであるかまたは訴権濫用にあたる場合。
  - (e) 申請に関するアレンジメントが実行されていないまたは実行されないと考えるに足る十分な理由がある場合。
  - (f) 申請者が大臣に、プライベート・ルーリングを発行するに足る情報を提供していない場合。または、
  - (g) 申請に応じた場合のリソースや、他の納税者が不利になる等関連する他の事項を考慮した場合、申請に応じることが不適切である、と大臣が考える場合。

(2) 大臣は、申請者に対し、プライベート・ルーリングの発行拒否を書面により通知するものとする。

#### **7.6 プライベート・ルーリングの発行**

(1) 大臣は、7.5 が適用される場合を除き、プライベート・ルーリングを発行しなければならない。

(2) 大臣は、申請者に対し、書面による通知をもってプライベート・ルーリングを発行する。

(3) 大臣は、適切と思われる将来の事項または他の事項を前提としてプライベート・ルーリングを発行することができる。

(4) プライベート・ルーリングは、裁定を下された事項について、以下の点を特定して明確に記載しなければならない。

- (a) 納税者
- (b) ルーリングに関連する歳入法
- (c) ルーリングを適用する課税事業年度
- (d) ルーリングが関連するアレンジメント および

(e) ルーリングが基礎としているあらゆる前提

(5) プライベート・ルーリングは、申請者がルーリングの通知を受け取ったときに発行され、ルーリング中に指定された期間中に効力がある。

### **7.7 プライベート・ルーリングの廃止**

(1) 大臣は、正当な理由によって、申請者に書面で通知することにより、プライベート・ルーリングの全部または一部を廃止することができる。

(2) プライベート・ルーリングと矛盾する法律が制定されたり規則が公布されたりした場合、または、大臣がプライベート・ルーリングと矛盾するパブリック・ルーリングを発行した場合、プライベート・ルーリングは、矛盾する範囲内において廃止されたものとして取扱われる。

(3) プライベート・ルーリングの全部または一部の廃止は、以下の日付から適用される。

(a) 7.7 (1) が適用される場合は、廃止通知に特定された日付。または、

(b) 7.7 (2) が適用される場合は、矛盾する法律またはパブリック・ルーリングが適用される日付。

(4) プライベート・ルーリングは、

(a) そのプライベート・ルーリングが廃止される以前に開始した取引には継続して適用される。また、

(b) そのパブリック・ルーリングが廃止された後に開始した取引には、廃止された範囲内において、適用されない。

## **Part 8. 帳票類、調査、監査 Records; Inspection and Audit**

### **8.1 帳票類の保持、調査、監査 Requirements for Records; Inspection and Audits**

(1) 法令の第 370 条により

(a) 全ての大規模法人は帳票類を適切に管理し保持しなければならない。

(b) 大臣 は法令が適正に適用されているかどうかを確認するため、いつでも

本文は英語で書かれた原文を参考資料として日本語に要約したものです。 実際の解釈、判断、利用等は原文に依拠して下さい。

大規模法人の帳簿書類等の税務調査をすることができる。帳簿書類等の調査期間は、

- (a) 確定申告期限から3年以内、又は、
- (b) 帳簿書類等の税務調査により不正若しくは脱税が発見された場合又は確定申告書が提出されていない場合は確定申告期限から7年以内である。